

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

徳島国民年金 事案658

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から52年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、当時、私の母親が納付してくれていたと記憶している。
申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況等から判断すると、昭和51年12月以降に払い出されたものと推認され、当該時点において、申立期間のうち、49年9月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、同年10月以降の保険料については過年度納付等により納付することは可能であったものの、申立人及び申立人の妻から当該納付をうかがわせる具体的供述は得られず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これら保険料納付等を行ったとする申立人の母親も既に死亡していることから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市区町村作成の国民年金被保険者名簿のいずれにも、申立期間に係る国民年金保険料が納付された事実は記載されておらず、不自然に記録訂正された形跡も認められない上、A市区町村が保管する昭和44年度から50年度までの「検認票」において、申立人の氏名等は確認できないことなど、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は109月に及んでおり、これだけの長期間にわたって行政機関の事務処理上の不備が連続して起こることは考え難い上、申立人の

母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付した事実を確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案659

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から45年12月まで
私が20歳になった昭和41年*月頃、母親が国民年金の加入手続をしてくれた。

申立期間の国民年金保険料については、母親が自宅に来た集金人に納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記載内容から判断すると、昭和46年2月頃にA市区町村において払い出されたものと推認でき、オンライン記録及びA市区町村が作成した国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は、46年1月1日であることが確認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された状況も確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間に係る国民年金保険料額について、申立人は、「申立期間を通して1か月当たり100円か150円であった。」と供述しているが、実際には、申立期間中に三度改訂されており、三度目の改訂において450円となっていることから、申立人の供述に不自然さがうかがえる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め

ることはできない。

徳島厚生年金 事案727（事案146の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月1日から43年10月1日まで
② 昭和46年3月2日から同年4月1日まで

私は、昭和41年10月1日から46年3月31日までの期間において、A事業所（現在は、B事業所）C営業所において勤務していた。

しかし、同社における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和43年10月1日から46年3月2日までの期間しか確認できず、申立期間①及び②に係る被保険者記録が確認できないため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、A事業所C営業所において一緒に勤務していた先輩のD氏が所持する申立期間①に係る複数の給与明細書により、同氏の厚生年金保険料が控除されていたことが判明したため、再調査の上、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 両申立期間に係る前回の申立てについては、i) 申立期間①について、事業所原簿において、A事業所C営業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和43年10月1日であり、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できること、ii) 申立期間①及び②について、B事業所に照会しても、当時の人事記録等の関連資料は保管されておらず、当時の同僚からも、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述が得られないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月16日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A事業所C営業所において一緒に勤務していた先輩

のD氏が所持する申立期間①に係る複数の給与明細書により、同氏の厚生年金保険料が控除されていたことが判明したとして、再度申立てを行っている。

- 2 申立期間①について、当時のA事業所C営業所の給与担当者は、「給与計算について、A事業所C営業所が開設された当初、同社E支社で行われていたと思う。」と供述しているところ、D氏から提出された給与明細書によれば、申立期間①直後であり、A事業所C営業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和43年10月分の同明細書から同社C営業所のゴム印が押されていることが確認できることなどから判断すると、申立期間①当時の給与計算に係る事務は同社E支社で行われていたものと推認できる。

また、i) D氏は、「私は、入社当初からA事業所C営業所で勤務していたが、当初は、同社E支社で厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、A事業所E支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同氏は、申立期間①以前の昭和41年2月28日から厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、ii) D氏は、「申立期間①当初、A事業所C営業所に勤務していたのは、同社C営業所の責任者であった所長及び所長の妻、私、申立人であった。」と供述しているところ、A事業所E支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、D氏、前述の所長及び所長の妻は、同年7月21日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同日以降に同社C営業所に入社したと推認される申立人及び申立人が記憶する同僚については、前述の被保険者名簿における健康保険番号35番（昭和41年2月28日資格取得）から健康保険番号60番（昭和44年7月2日資格取得）までの記録を確認しても、厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、iii) D氏においては、A事業所E支社における雇用保険の被保険者記録が確認できる上、当該記録は、同社E支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日が符合することが確認できるものの、申立人及び前述の申立人が記憶する同僚については雇用保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、申立人とD氏の申立事業所における厚生年金保険に係る取扱いは必ずしも一致していたとは限らないことがうかがえる。

- 3 申立期間②について、A事業所C営業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の資格喪失日は、昭和46年3月2日と記載されており、オンライン記録と一致している上、当該被保険者原票が不自然に訂正された形跡は無い。
- 4 今回の申立てに当たり、改めてB事業所に照会したが、当時の賃金台帳等は保管されておらず、申立期間①及び②に係る申立人の給与からの厚生年金保険料控除等について確認できる関連資料は得られない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から28年8月15日まで

私は、昭和23年4月頃、A事業所B工場に、同社に勤務していた先輩の紹介で入社し、C物品製造に付随する業務に従事した。

私の給与については、職場の先輩から受け取っていたので、A事業所ではなく、下請又は孫請の事業所に雇用されていたのかもしれないが、当時の給与明細書に、控除された厚生年金保険料額が記載されていたことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所B工場の業務に従事していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、「申立期間当時の職員原簿等を調査したが、申立人の氏名は見当たらなかった。厚生年金保険の取扱いについては、確認できる資料が無いため不明である。」と回答しており、申立人のA事業所B工場における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除等について確認できる関連資料等は得られない。

また、A事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、申立人が勤務していた期間を具体的に特定する供述、及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含む昭和20年12月1日から29年1月10日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無く、申立人と同じ班で勤務していたとする同僚二人についても、厚生年金保険の被保険者記録が

確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「私の給与については、職場の先輩から受け取っていたので、A事業所ではなく、下請又は孫請の事業所に雇用されていたのかもしれない。」としているところ、事業所の名称及び所在地を記憶しておらず、申立人が給与を手渡してくれたとする同僚も既に死亡していることから、申立人の供述に係る事業所を特定することができない。